

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、廿日市市から、広島圏都市計画地区計画（宮内工業団地地区、木材港第二期地区、木材港北地区、下平良二丁目地区、ちゅーピーパーク地区）の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦